

進歩性について—更なる研究—

〔目次〕

●ご挨拶	日本弁理士会中央知的財産研究所所長 筒井 大和	i
●序文	主任研究員 高林 龍	iii
●研究部会 研究員		iv
<hr/>		
・「進歩性」(非容易推考性)要件の意義：顕著な効果の取扱い	田村 善之	1
・顕著な作用効果と進歩性 —近時の裁判例の検討を中心に—	三村 量一	13
・化学分野の発明の進歩性 —「構成容易」と「有利な効果」について—	濱田百合子	25
・進歩性判断における「異質な効果」の意義		
—容易想到性判断における「課題」と「異質な効果」との融合的理解—	高石 秀樹	39
・「引用発明と比較した有利な効果」の立証のための、出願後に得られた		
引用発明の効果を弾劾する実験データの参酌の可否についての考察	南条 雅裕	70
・公然実施発明に基づく進歩性判断	黒川 恵	79
・用途発明の特許性—目的・課題・効果の相違は、用途発明の特許する理由になるか？		
	吉田 広志	90
・ソフトウェア関連発明に関する特許適格性と進歩性との交錯の可能性		
— Alice 最高裁判決後における米国の現状に対する考察—	山口 和弘	105
・ドイツにおける進歩性の判断の傾向 —近時の判決を踏まえて—	川田 篤	120
・欧州特許庁における課題解決アプローチの実体上及び手続上の問題点	相田 義明	145
<hr/>		
●事項索引		153
●判例索引		155
●アンケート		161